

主 文

被告人兩名をそれぞれ懲役2年に処する。

被告人兩名に対し、未決勾留日数中各220日を、それぞれその刑に算入する。

- 5 被告人兩名に対し、この裁判が確定した日から4年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

理 由

【罪となるべき事実】

- 10 被告人兩名は、共謀の上、インターネット宿泊予約サイト「B. com」を運営する株式会社Bの事務処理を誤らせる目的で、別表(添付省略)記載のとおり、令和元年8月25日午後零時23分頃から同年11月17日午前10時8分頃までの間、113回にわたり、京都市a区b町c番地dホテル①等3か所において、インターネットに接続された通信端末を用いて、前記「B. com」に接続し、真実は宿泊する意思がないのに、「C」等104名の名義を用い、同サイトに掲載されて
- 15 いた大阪市e区f町g丁目h番i号ホテル②等101施設に同人らが別表宿泊予約内容欄記載のとおり宿泊する旨内容虚偽の宿泊予約を行い、その虚偽の情報を、同社管理のサーバコンピュータに送信して記録させ、もって同社の宿泊予約情報伝達等の事務処理の用に供する権利、義務に関する電磁的記録を不正に作出した上、即時同所において、これを同社の事務処理の用に供した。

20 【事実認定等の補足説明】

第1 争点

- 本件の争点は、①被告人らが、意思を通じ合い、真実は宿泊する意思がないのに、「B. com」を通じて、別表記載の各宿泊予約をしたかどうか、②その事実が認められる場合、被告人らに私電磁的記録不正作出罪・同供用罪が法律上成立するかどうか、である。また、各弁護人は、③被告人らが宿泊していたホテル客室等に対する搜索差押え等の手続は違法であり、被告人らの同意書(乙11ないし13)は
- 25

任意性が否定されると主張し、それらに基づいて収集された証拠は違法収集証拠であるとして証拠能力を争っている。

そこで、はじめに争点③についての判断を示し、次いで争点①、②についての判断を示す。

## 5 第2 争点③（違法収集証拠）について

### 1 各弁護人の主張

令和2年1月22日に、被告人らが滞在していたホテル③617号室（以下「617号室」という。）等に対する搜索差押え及び被告人A1使用のタブレット端末等に対する検証は、いずれも令状が呈示されないまま行われたものであるから、全体として違法な強制処分である。また、警察官が、搜索差押え及び検証の間、被告人らが617号室等から外へ出ることを許さなかったこと、加えて被告人らに食事をとらせず、トイレにも行かせなかったことは、立会いとして許される限度を超えた違法な身体拘束である。そして、そのような違法な身体拘束に端を発した身体拘束下において、被告人らに作成を強要して得られた被告人らの同意書（乙11ないし13）は任意性を欠いている。したがって、本件搜索差押え、検証及び同意書に基づいて収集された証拠（甲18、22、24、27ないし29、131ないし135、137ないし140、143ないし149）は、違法収集証拠であり、証拠能力が否定される。

### 2 当裁判所の判断

#### 20 (1) 本件搜索差押え及び検証について

##### ア 優に認定できる事実

警察官が、令和2年1月21日に、617号室等に対する搜索差押許可状、被告人A1使用のタブレット端末等に対する検証許可状及び被告人らに対する逮捕状を取得したこと、同月22日午前7時過ぎ頃、朝食を取るために617号室から出てきた被告人らに対して、捜査のため同客室へ戻るよう促し、同人らから明示の承諾を得ないまま、同人らを同客室へと戻し、同客室に対する搜索差押え等を実施し

たこと、その後被告人らは、同日午前11時から同日午前11時18分までに同客室等で逮捕されるまでの間、食事をとらず、トイレに行かないまま、同客室や警察において確保した隣室(618号室)から外に出なかったことは、優に認められる。

5 また、警察官が、搜索差押えのために、617号室に入った直後に、同客室に対する搜索差押許可状を同客室内にいた被告人らに呈示し、差押目的物に対する搜索活動を始めたことは、搜索差押えに従事し、証人として出頭した各警察官が一致して供述するところであり、既に同許可状を取得していた警察官において、そうしない理由は考えられず、同客室に対する搜索状況の写真撮影報告書(甲156)によっても裏付けられているから、優に認められる。

#### 10 イ 判断

警察官が、被告人らの宿泊する617号室に立ち入るには、同人らの承諾のない限り、立入りに先立ち搜索差押許可状を同人らに呈示する必要がある。しかし、警察官による617号室内への立入りを承諾していなかった旨の被告人らの供述を排斥することはできない。また、警察官は、617号室への立入りに先立ち、搜索  
15 差押許可状を被告人らに呈示していないが、同許可状執行の実効性を確保するため、呈示しなかったことにやむを得ない事情があったともいえない。したがって、警察官が、搜索差押許可状を呈示することなく617号室に立ち入ったことは、刑訴法  
110条に反し違法である。

しかしながら、前記のとおり、警察官は、617号室に入った直後に、被告人ら  
20 に対して搜索差押許可状を呈示し、差押目的物に対する搜索活動を始めている。したがって、令状呈示前に617号室に立ち入った警察官の行為の違法性の程度は低い。そして、令状呈示後は適法に搜索差押えが行われたのであるから、被告人らに立会いを求め、同室内に留まることを求めたことに問題はなかったと認められる。

被告人らは食事をとらせてもらえず、トイレにも行かせてもらえなかった旨供述す  
25 る。しかし、搜索差押えの所用時間が4時間程度であったことからすると、617号室等からの外出を伴う食事の要求に警察官が応じなかったとしても、そのことが

違法であるとは認められない。また、トイレはホテル客室内にあり、被告人らの着衣携帯品に対する搜索差押えは、比較的早期に行われたと認められるから（D警察官、甲159、162）、それ以後、被告人らを搜索差押え中にトイレに行かせても警察官にとって何ら問題はなく、そのような状況で、警察官が被告人らをトイレ  
5 に行かせなかったとは考えられない。被告人らが逮捕されるまでの間、トイレに行かなかつたのは、単に、自らトイレに行こうとしなかつたからにすぎないと認められる。

また、被告人らの着衣携帯品に対する搜索差押え並びに被告人A1のタブレット端末及び被告人A2のスマートフォンに対する検証を実施した警察官は、いずれも  
10 各被告人に令状を呈示した上で強制捜査に着手した旨供述するところ（D、E、F、G各警察官の供述）、各令状をすでに取得していた警察官において、そうしない理由は見当たらず、各提示状況を明らかにした写真撮影報告書等（甲143、145、159、162）によっても裏付けられているから、いずれも信用することができる。

15 以上より、本件搜索差押え及び検証の執行に、令状主義の精神を没却するような重大な違法は認められず、同手続に基づいて収集された証拠の証拠能力が否定されることはない。

#### (2) 同意書（乙11ないし13）について

各弁護人は、同意書（乙11ないし13）は、警察官の強要により作成されたため任意性を欠くから、それらに基づいて収集された証拠は、違法収集証拠であつて、  
20 証拠能力は認められない旨主張する。しかしながら、以下で述べるとおり、同意書の任意性は認められるから、それらに基づいて収集された証拠の証拠能力が否定されることはない。

#### ア 乙13について

25 被告人A1は、体調が悪い状態で取調べを強要されたこと、罪を認めないと何度でも逮捕すると脅されたことなどから、やむなく同意書（乙13）にサインした旨

供述する。しかしながら、被告人A 1の取調べを担当したH警察官は、同被告人に対し、捜査上必要があること、強制手続ではないことを説明した上で、特にもめることはなく同意書（乙1 3）を作成してもらった、被告人A 1から抗議を受けた覚えはない旨供述する。そして、H警察官の供述は、同意書（乙1 3）の作成日（令和2年2月18日）の被告人A 1の被疑者ノート（弁1）の記載により裏付けられている。

したがって、被告人A 1は、同意書（乙1 3）を任意に作成したと認められる。

#### イ 乙1 1について

同意書（乙1 1）は、本件捜索差押えの実施中に被告人A 2が記載したものである。E警察官は、被告人A 2に対して同意書を作成することは任意の手続であることを説明し、同被告人は任意に複数のパスワードを記載して同意書（乙1 1）を作成した旨供述する。また、D警察官は、被告人A 2は少し悩んだ様子だったが素直に同意書（乙1 1）に署名した旨供述する。他方、被告人A 2は、同意できないと何度も言ったにもかかわらず、3名ないし5名の警察に囲まれて、同意書を作成するよう脅され、適当にパスワードを書けと言われたので、自分がよく使っているパスワードをもじって適当に同意書（乙1 1）を書いた旨供述する。

被告人A 2が同意書（乙1 1）に記載したパスワードは、別表番号1ないし90の犯行に使用された各Yahoo IDのパスワードと一致している。仮に被告人A 2の上記供述が事実であれば、同被告人が適当に書いたパスワードが偶然にも上記犯行に用いられた各Yahoo IDのパスワードと一致したということになるが、そのようなことはおよそ考え難い。したがって、被告人A 2の上記供述はおよそ信用することができない。

以上より、E及びD両警察官が供述するとおり、被告人A 2は同意書（乙1 1）を任意に作成したと認められる。

#### ウ 乙1 2について

被告人A 2は、取調室で、自分は同意書を書きたくないと言ったが、Iその他2

名の警察官からおうおうおうと体当たりを食らうような感じで脅されたので、仕方なく同意書（乙12）を書いた旨供述する。他方、I警察官は、被告人A2に任意の手続であることを説明し、同被告人は嫌がることなく同意書（乙12）のパスワードを書いた旨供述する。前記のとおり、被告人A2は同意書（乙11）を任意に作成しているところ、同意書（乙12）と同意書（乙11）とは、対象のYahoo IDこそ異なるものの、被告人A2によって記載されたパスワードは同じものである。したがって、同意書（乙11）は任意に作成されたのに、同意書（乙12）の作成が任意でなかったとは考えられない。

よって、被告人A2は、同意書（乙12）を任意に作成したと認められる。

10 第3 争点①(被告人らが、意思を通じ合い、真実は宿泊する意思がないのに、「B.com」を通じて、別表記載の各宿泊予約をしたか) について

1 犯人にかかる事実

(1) 別表記載の各架空宿泊予約が認められること

ア 捜査報告書（甲4、5及び23）の信用性

15 株式会社Bの最高情報セキュリティ責任者であるJが供述する、架空宿泊予約に気付いたきっかけや、宿泊予約の通信ログデータについて行った調査の手順や内容、同調査に基づき得られたデータ等を警察に提出した経緯等は、矛盾なく自然かつ合理的であり、十分信用することができる。Jが、何者かを陥れる意図で作為的にデータをねつ造したとはおよそ考えられないし、同データは、宿泊しなかった宿泊予約の通信ログデータから、同じIPアドレスやユーザーエージェント情報等の特定の共通性を有するものを抽出し、それに各宿泊予約データに対応するフルビジターIDを追加等したものであって、いずれも機械的な操作により得られたものであるから、そこに人為的誤りが介入した可能性は乏しい。したがって、Jが作成し、警察に提出したデータの内容は、信用することができる。

25 E警察官は、捜査報告書（甲4、5及び23）について、Jから提供を受けたデータに、罫線や通し番号を加えたり、同データを予約日時順に並べ替えたり、特定

の期間のデータのみを抽出して印刷したものである旨供述する。その供述に疑義を抱かせる事情は何ら見当たらず、E警察官の供述は信用することができる。そして、Jが提供したデータに警察官がした加工は、いずれも機械的で単純なものであり、その過程でデータ内容が改ざんされる可能性は乏しい。したがって、捜査報告書（甲 5 4、5及び23）の内容も、信用することができる。

#### イ 小括

捜査報告書（甲4、5及び23）によると、何者かが、真実は宿泊する意思がないのに、別表（犯行場所を除く）記載の各架空宿泊予約をしたことが認められる（以下、架空宿泊予約のことを「犯行」ということがある。）。

10 (2) 別表記載の番号1ないし90の犯行と、91ないし113の犯行は、それぞれ同一人物によるものであること

#### ア フルビジターID等の共通性

フルビジターIDは、端末のブラウザ上のCookieに保存されるものであり、そのCookieを削除しない限り、同一の端末の同じブラウザを用いて「B. com」に接続すると、同じIDが記録される。そのIDは、別の端末ブラウザに割り当てられることのない唯一無二の番号である。ユーザーエージェント情報は、端末とブラウザの種類をバージョン単位で識別するものである。そして、下記①ないし⑦の各宿泊予約の通信ログは、それぞれ同一のフルビジターID及びユーザーエージェント情報によるものであるから（甲4、5及び23）、それぞれ、同一の端  
15  
20 末（FireHD）にインストールされた同じバージョンのブラウザ（スレイプニル）を用いて行われた犯行であると認められる（以下、番号は別表のもの）。

① 番号1ないし5、40ないし46、71ないし78（スレイプニルのバージョンは3.5.0）

② 番号6ないし12、31ないし39、62ないし70（スレイプニルのバージョンは3.5.10）  
25

③ 番号13ないし21、54ないし61、88ないし90（スレイプニルのバー

ジョンは 3.5.13)

- ④ 番号 22 ないし 30、47 ないし 53、79 ないし 87 (スレイプニルのバージョンは 3.5.13)
- ⑤ 番号 91 ないし 96 (スレイプニルのバージョンは 3.5.13)
- 5 ⑥ 番号 97 ないし 105 (スレイプニルのバージョンは 3.5.13)
- ⑦ 番号 106 ないし 113 (スレイプニルのバージョンは 3.5.0)

イ 番号 1 ないし 90 について

番号 1 ないし 90 の犯行に使われた Yahoo ID には、すべて同じパスワード (nyan1717@) が設定されている (甲 4、5、131 ないし 135)。英小  
10 文字、数字及び記号の組合せからなる 9 文字の当該パスワードが偶然一致するとい  
うことは考え難いから、番号 1 ないし 90 の犯行は、同一人物によるものであると  
強く推認される。

また、番号 31 ないし 87 は、令和元年 8 月 27 日から同月 29 日午前 10 時ま  
での間に連続して行われた犯行であり (甲 4、5)、いずれもホテル①の Wi-Fi  
15 i の IP アドレスからのものであると認められる (甲 15)。そして、番号 1 ない  
し 30 は、その直前の令和元年 8 月 25 日及び 26 日に、番号 31 ないし 87 と同  
じ IP アドレスからなされた犯行であり (甲 4、5)、それらのフルビジター ID  
及びユーザーエージェント情報は、前記ア①ないし④のとおり、同月 27 日から同  
月 29 日午前 10 時までになされた犯行のいずれかと同じであると認められる。ま  
20 た、番号 88 ないし 90 は、令和元年 8 月 29 日午後 8 時 27 分頃から 39 分頃ま  
での間に連続的に行われた犯行であり (甲 4、5)、番号 87 までとは IP アドレ  
スが異なるものの、そのフルビジター ID 及びユーザーエージェント情報は、前記  
ア③のとおり、同月 26 日 (番号 13 ないし 21) 及び同月 28 日 (番号 54 ない  
し 61) の犯行と同じである。

25 以上より、番号 1 ないし 90 の犯行は、同一人物によるものと認められる。

ウ 番号 91 ないし 113 について



番号91ないし113は、令和元年11月17日午前4時43分から同日午前10時8分までの間に連続して行われた犯行であり(甲23)、そのIPアドレスは、いずれもホテル④のものである(職権4)。また、いずれの架空宿泊予約もFire HDにインストールされたスレイプニルによって行われている。

5 したがって、番号91ないし113の犯行は、同一人物によるものと強く推認される。

エ 架空宿泊予約をした者(犯人)について

前記ア①ないし④等からすると、番号1ないし90の犯人は、端末としてFire HDを、ブラウザとして、異なるバージョン(3.5.0、3.5.10、3.5.13)のスレイプニルを利用するとともに、少なくともバージョン3.5.13のスレイプニルを複数保有し<sup>1</sup>、ほとんどの犯行でホテルのWi-Fiを利用して、連続的に多数の架空宿泊予約をしたことが認められる。一方、前記ア⑤ないし⑦等からすると、番号91ないし113の犯人は、端末としてFire HDを、ブラウザとして異なるバージョン(3.5.0、3.5.13)のスレイプニルを利用し、ホテルのWi-Fiを利用して、連続的に多数の架空宿泊予約をしたことが認められる。これら両者の共通点からすると、番号1ないし90の犯人と番号91ないし113の犯人は、同一人物であることが推認される。

2 犯人と被告人らの同一性について

(1) 被告人A2のスマートフォンの家計簿アプリの記載

20 被告人A2のスマートフォンの家計簿アプリには、番号4、7、9、19、27、49、50、63、65、72、74、86、88、90、92、93、101、103、104、112及び113の犯行に使用されたYahoo ID及びそれらの犯行により犯人が取得したTポイント数と同じ数字が「ポイント収入」として、

---

<sup>1</sup> 番号21と54のフルビジターIDが同じであることからすると、番号21と22とが同じバージョンのスレイプニルであるにもかかわらず、フルビジターIDが異なる理由を、Cookieの削除で説明することはできない。

記載されていたことが認められる（甲4、5、22、23）。

このことは、被告人A2が上記各番号の犯人であることを強く推認させる。そして、上記各番号は、前記1(2)アの①ないし⑦を網羅しているから、被告人A2が、番号1ないし113の犯人であると強く推認される。

5 (2) 被告人A1のノートの記載

被告人A1のノートには、番号91ないし113（95は除く。）の犯行に使用されたYahooIDが記載されていることが認められる（甲149、156、K供述及びL供述）。なお、同ノートが被告人A1のものであることは、その発見状況や同被告人の被疑者ノート（弁1）の記載等からして明らかである。

10 このことは、被告人A1が上記各番号の犯人であることを強く推認させる。そして、前記1(2)アの⑤からすると、被告人A1は、番号95も含め、番号91ないし113の犯人であると強く推認される。また、番号92、93、101、103、104、112及び113の犯行に使用されたYahooIDは、被告人A2のスマートフォンの家計簿アプリと被告人A1のノートの両方に記載されていたことが  
15 認められ、このことは、被告人らが一緒に架空宿泊予約をしていたことを強く推認させる。

(3) YahooIDのパスワード

被告人らは、番号1ないし90の犯行に使用された各YahooIDのパスワード（nyan1717@）を知っていたことが認められ（甲4、5、131ないし135、  
20 乙11ないし13）、このことは、被告人らが、その犯人であり、一緒に架空宿泊予約をしていたことを強く推認させる。

(4) ホテル①、ホテル④の宿泊事実

番号1ないし87の犯人は、令和元年8月25日午後零時23分から同月29日午前9時56分までの間に、ホテル①にて各犯行に及び、番号91ないし113の  
25 犯人は、同年11月17日午前4時43分から同日午前10時8分までの間に、ホテル④にて各犯行に及んでいるところ、以下のとおり、被告人A2は、同年8月2

5日から同月29日までの間、ホテル①に宿泊し、同年11月16日には、ホテル④に宿泊していたと認められる。

ア ホテル①

ホテル①には、令和元年8月25日（チェックイン）から同月29日（チェックアウト）まで、「M」の予約名で宿泊がされている（甲5、152）。「M」名義のホテル①の宿泊カードの郵便番号欄には「161-\*\*\*\*」、住所欄には「東京都新宿区j」、電話番号欄には「070-\*\*\*\*-\*\*\*\*」と記載されている（甲152）ところ、被告人A2のスマートフォンの家計簿アプリには、「2019/8/25」ないし「2019/8/28」の各欄に「宿泊」「B ①」との記載があり（甲22）、同スマートフォンのメモ帳アプリには、「① M 070\*\*\*\*  
10 \*\*\*\* 161-\*\*\*\* j」等の記載がある（甲147）（\*は伏字部分。①'は①の最初の文字等）。

被告人A2のスマートフォンの上記記載は、「M」名義の宿泊カードに記載された名義、郵便番号、電話番号、住所及び宿泊日と一致している。このことから、被告人A2が、令和元年8月25日ないし同月29日の間、ホテル①に宿泊していたことが認められる。なお、その予約客室タイプがモデレートツインであることや、被告人らは日頃から行動を共にしていたと認められることからすると、被告人A1も被告人A2と共にホテル①に宿泊していたことが推認される。

イ ホテル④

令和元年11月16日、ホテル④には、「N」の名義で宿泊がされている（甲24）。同名義のホテル④の登録証の郵便番号欄には「102-\*\*\*\*」、住所欄には「東京都千代田区k」、電話番号欄には「070\*\*\*\*\*」と記載されている（甲24）ところ、被告人A2のスマートフォンの家計簿アプリには「2019/11/16」の欄に「宿泊」「B ④」との記載があり（甲22）、同スマートフォンのメモ帳アプリには「④ N 070\*\*\*\*\* 102-\*\*\*\*  
25 \* k」等の記載がある（甲147）（\*は伏字部分。④'は④の最初の文字）。

被告人A2のスマートフォンの上記記載は、「N」名義の宿泊カードに記載された名義、郵便番号、電話番号、住所及び宿泊日が一致している。このことから、被告人A2が、令和元年11月16日、ホテル④に宿泊していたことが認められる。なお、その宿泊内容がダブルルームの2名利用であると認められること（甲23、5 24）等からすると、被告人A1も被告人A2と共にホテル④に宿泊していたことが推認される。

#### ウ 小括

被告人A2が、番号1ないし87及び番号91ないし113の各犯行が行われた期間に、犯行場所である各ホテルに宿泊していたことは、被告人A2が、その犯人10 であることを相当程度推認させる。また、被告人A1についても、同様に宿泊していたことが推認されるから、このことは、同被告人も上記犯行の犯人であり、被告人A2と一緒に犯行に及んだことを推認させる。

#### (5) スレイプニルのインストールされたFire HDの所持

被告人A1は、令和2年1月22日の捜索差押え時に、Fire HD端末を保有15 し、同端末には、異なるバージョン（3.5.0、3.5.10、3.5.13等）のスレイプニルがインストールされていて、バージョン3.5.13のスレイプニルは3つインストールされていたことが認められる（甲143、146、156）。

この端末とブラウザの保有状況は、前記1(2)エの犯人のそれと共通している。そして、ブラウザについて、異なるバージョンのものを同時に保有したり、同じバージョンのものを複数保有したりすることは比較的珍しいといえるから、この共通点20 は、被告人A1の犯人性をある程度推認させる。

#### (6) 総合評価

被告人A2の家計簿アプリに犯行に使用されたYahoo IDが記載されていた15 事実は、被告人A2が全ての犯行の犯人であることを強く推認させるものであり、被告人A1のノートに番号91以下（番号95を除く）の犯行に使用されたYahoo IDが記載されていた事実等は、被告人A1が番号91以下の犯人であること

を強く推認させるものである上、被告人らが共に番号90までの犯行に使用されたYahoo IDのパスワードを知っていた事実は、被告人らがその犯人であることを強く推認させるものである。加えて、番号88から90までを除く各犯行日に犯行場所である各ホテルに被告人A2が宿泊していて、被告人A1も同様であったと

5 推認されること、被告人A1のブラウザの保有状況が犯人の比較的珍しいそれと共通するものであったことは、いずれも被告人らが犯人であることの推認を強める事情である。被告人らが犯人でないのに、これらの事情が偶々生じたとは考えにくい。

そして、被告人らは公私にわたって日頃から行動を共にしており、いずれも番号90までの犯行に使用されたYahoo IDのパスワードを知っていたこと、被告人A2のスマートフォンの家計簿アプリと被告人A1のノートに、犯行に使用されたYahoo IDと同じものが複数記載されていたことからすると、被告人らは、意思を通じ合い、すなわち共謀して犯行に及んだものと強く推認される。もっとも、犯行は、被告人A1が使用するタブレットによって行われたと認められるので、それらを実行したのは、被告人A1だけであった可能性はある。しかし、そうであったとしても、被告人らは、Tポイントを利用してホテルに宿泊しながら行動を共にする中で（甲5、22）、被告人A1において犯行を実行し、被告人A2において犯行を通じて得られたTポイントを管理するなどしていたから、被告人らは相互に利用補充し合いながら犯行に及んだといえる。したがって、被告人らは、共謀の上、全ての犯行に及んだと認められる。

10

15

20 なお、被告人らは、令和元年8月29日に、ホテル⑤に宿泊したと認められるところ（甲20、22、147）、同日、被告人らは番号88ないし90の各犯行に及んでいること、そのIPアドレスは、証拠上、令和3年7月7日時点における同ホテルのIPアドレスと一致することから（甲141）、被告人らは、番号88ないし90の各犯行を、ホテル⑤にて行ったと認められる。

25 以上より、争点①について、被告人らが、意思を通じ合い、真実は宿泊する意思がないのに、「B.com」を通じて、別表記載の各宿泊予約をしたことが認めら

れる。

#### 第4 争点②（私電磁的記録不正作出罪・同供用罪の成否）について

各弁護人は、株式会社Bは、各宿泊施設との契約上、株式会社Bの宿泊サイトである「B. c o m」の利用者が同サイトの予約画面上に入力した予約情報をそのまま当該宿泊施設に閲覧させることをその事務としており、当該予約情報の正確性を吟味した上で各宿泊施設に閲覧させているわけでも、予約情報の正確性を確認するものではないから、宿泊する意思の有無が明らかでない架空名義による予約情報を入力することが、株式会社Bの「事務処理を誤らせる」行為とはいえない旨主張する。

- 10 株式会社Bが運営する「B. c o m」は、Bと契約した宿泊施設の宿泊予約を代行し、利用者が「B. c o m」を通じて宿泊予約をすると、その予約情報データがBのサーバー内に保存され、保存された宿泊予約情報を宿泊施設に閲覧させるなどして同情報を宿泊施設に伝達し、利用者が予約に従い宿泊すると宿泊施設からBに手数料が支払われることを事業内容としている。このような仕組みは、利用者による宿泊予約情報が正しいものとして信頼できることを前提としており、仮に、同情報が信頼できないとすると、宿泊施設の適正な運営は困難となり、Bは宿泊施設からの信用をなくし、ひいては事業が立ちゆかなくなってしまうおそれがある。B利用規約（甲2）13条1項8号が、利用者に対し、虚偽の情報による宿泊予約を禁止しているのは、このことの表れと解される。Bが宿泊予約情報の正確性を独自に調査等していないことは、この結論を左右しない。

したがって、真実は宿泊する意思がないのに、「B. c o m」を通じて架空の宿泊予約をすることは、Bが宿泊施設に伝える宿泊予約情報に対する信用を害する行為であって、その宿泊予約情報伝達等の事務処理を誤らせるものというべきである。

- 25 各弁護人の主張は採用することができず、被告人らの判示所為は、私電磁的記録不正作出罪・同供用罪に該当する。

#### 第5 公訴棄却の主張について

各弁護人は、公訴提起に至るまでの種々の捜査手続には違法があり、その違法な手続により得た証拠等に基づいてなされた公訴提起もまた是正できない程度に重大な違法性を帯びているから、刑訴法338条4号により公訴棄却判決がなされるべきである旨主張する。

5       しかし、検察官の極めて広範な裁量にかかる公訴提起の性質からすると、仮に捜査手続に違法があるとしても、それが必ずしも公訴提起の効力を当然に失わせるものではなく、例外的に、捜査手続に極めて重大な違法がある場合にのみ、それに引き続く公訴提起も無効となる余地があるに過ぎない。そして、本件では、公訴提起に至るまでの種々の捜査手続に上記重大な違法性は認められない。

10       したがって、各弁護人の上記主張は認められない。

**【法令の適用（被告人両名に共通）】**

罰条

私電磁的記録不正作出の点

包括して刑法60条、161条の2第1項

15       不正作出私電磁的記録供用の点

包括して刑法60条、161条の2第3項、1項

科刑上一罪の処理

1個の行為が2個の罪名に触れる場合であり、かつ私電磁的記録不正作出と不正作出私電磁的記録供用との間には手段結果の関係があるので、刑法

20       54条1項前段、後段、10条により1罪として犯情の重い不正作出私電磁的記録供用の罪の刑で処断する。

刑種の選択

懲役刑を選択

未決勾留日数の算入

25       刑法21条

刑の全部執行猶予

刑法25条1項

訴訟費用

刑事訴訟法181条1項ただし書（不負担）

【量刑の理由】

5 被告人らは、多数回にわたって内容虚偽の宿泊予約を繰り返しており、被害会社が管理する宿泊予約情報に対する信頼を害する程度は大きく、その行為態様は悪質である。少なくともTポイントを得るという動機があったことは認められ、その点に酌量すべき点はない。また、犯行を否認し、反省の意を全く示さない被告人らの態度は強い非難に値する。なお、被告人らは一緒になって犯行を遂げたとみるべき  
10 であるから、被告人らの行為責任に軽重があるとは認められない。他方、本件は法定刑が5年以下の懲役にとどまる犯罪であることに加え、被告人らには前科がないなど被告人らのために酌むべき事情もある。

そこで、それらの事情を総合考慮し、主文の刑を科すのが相当であると判断した。

（求刑 被告人A1につき懲役2年6月、被告人A2につき懲役2年）

15 令和5年12月13日

京都地方裁判所第3刑事部

裁判長裁判官 安 永 武 央

20

裁判官 村 川 主 和

25

裁判官 法 花 義 与